

# 景観資源への配慮が必要な景勝地等

平成26年2月  
三原市都市部都市計画課

広島県は、ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例に基づいて大規模行為景観形成基準を定めています。

この基準では「景勝地等」及びその境界地域から概ね500m以内の区域において既存の景観資源を損なうことのないよう位置及び建築物等の形態について配慮を求めています。

景勝地等とは

- (1) 自然公園法等に基づく指定地域
- (2) 広島県を代表する景勝地
- (3) 地域を代表する歴史的建造物等のランドマークのある地域 です。

また、位置については主要幹線道路等に接する場合や山稜の近傍においても配慮が求められています。

詳しくは下記をご確認ください。

## 1 景勝地等

### (1) 自然公園法等に基づく指定地域

(ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例第12条第5号から第12号までに規定する法令により許可又は届出を要する地域)

#### 1) 文化財保護法

| 図面番号 | 名称                            | 種類    | 分類   | 所在地              |
|------|-------------------------------|-------|------|------------------|
| 1    | 佛通寺含暉院地藏堂<br>附 須弥壇            | 重要文化財 | 建造物  | 高坂町許山            |
| 2    | 宗光寺山門                         | 重要文化財 | 建造物  | 本町               |
| 3    | 米山寺宝篋印塔                       | 重要文化財 | 建造物  | 沼田東町納所           |
| 4    | 御年代古墳                         | 史跡    | 古墳   | 本郷町南方            |
| 5    | 小早川氏城跡<br>(高山城跡, 新高山城跡, 三原城跡) | 史跡    | 城跡   | 本郷町・高坂町・館町・本町・城町 |
| 6    | 横見廃寺跡                         | 史跡    | 建造物  | 本郷町下北方           |
| 7    | ナメクジウオ生息地                     | 天然記念物 | 動物   | 幸崎町有龍島南西能地堆      |
| 8    | 沼田西のヒメヤマ自生南限地帯                | 天然記念物 | 植物   | 沼田西町松江           |
| 9    | 久井・矢野の岩海                      | 天然記念物 | 地質鉱物 | 久井町吉田            |

#### 2) 自然公園法

| 図面番号 | 名称          | 所在地                 |
|------|-------------|---------------------|
| 1    | 瀬戸内海国立公園鳴滝山 | 奥野山町                |
| 2    | 瀬戸内海国立公園筆影山 | 和田町、須波町、須波西町、沖浦町、登町 |
| 3    | 瀬戸内海国立公園白滝山 | 小泉町                 |

#### 3) 都市計画法

| 図面番号 | 名称             | 所在地       |
|------|----------------|-----------|
| 1    | 三原西部工業団地地区地区計画 | 沼田西町小原・惣定 |
| 2    | 明神・田野浦地区地区計画   | 明神、田野浦    |
| 3    | 新倉町木之浜地区地区計画   | 新倉        |
| 4    | あやめヶ丘地区地区計画    | 沼田西町惣定    |
| 5    | みはら青葉台地区地区計画   | 青葉台       |
| 6    | 松江地区地区計画       | 南方        |
| 7    | 下三田地区地区計画      | 南方        |

#### 4) 広島県立自然公園条例

| 図面番号 | 名称             | 所在地                     |
|------|----------------|-------------------------|
| 4    | 仏通寺御調八幡宮県立自然公園 | 高坂町、沼田町、大畑町、八坂町、中之町、八幡町 |
| 5    | 竹林寺用倉山県立自然公園   | 本郷町善入寺・上北方・船木           |

#### 5) 風致地区内における建築等の規制に関する条例

該当なし

注) 文化財は主要なものだけを記述していますので必要に応じてご相談ください。

## 6) 広島県自然環境保全条例

該当なし

## 7) 広島県文化財保護条例

| 図面番号 | 名称    | 種類    | 分類  | 所在地   |
|------|-------|-------|-----|-------|
| 10   | 楽音寺本堂 | 重要文化財 | 建造物 | 本郷町南方 |
| 11   | 極楽寺本堂 | 重要文化財 | 建造物 | 東町    |

## 8) 広島県自然海浜保全条例

| 図面番号 | 名称            | 所在地   |
|------|---------------|-------|
| 1    | 佐木大野浦自然海浜保全地区 | 鷺浦町須波 |
| 2    | 柄鎌瀬戸自然海浜保全地区  | 鷺浦町須波 |

### (2) 広島県を代表する景勝地

該当なし。

### (3) 地域を代表する歴史的建造物等のランドマークのある地域

| 図面番号 | 名称                    | 種類    | 分類  | 所在地        |
|------|-----------------------|-------|-----|------------|
| 12   | 極楽寺山門                 | 重要文化財 | 建造物 | 東町         |
| 13   | 宝篋印塔二基                | 重要文化財 | 建造物 | 久井町下津      |
| 14   | 宝篋印塔                  | 重要文化財 | 建造物 | 久井町泉       |
| 15   | 宝篋印塔                  | 重要文化財 | 建造物 | 久井町江木(良神社) |
| 16   | 宝篋印塔                  | 重要文化財 | 建造物 | 久井町山中野     |
| 17   | 鐘撞堂                   | 重要文化財 | 建造物 | 本町         |
| 18   | 順勝寺山門                 | 重要文化財 | 建造物 | 西町         |
| 19   | 糸碕神社神門                | 重要文化財 | 建造物 | 糸崎         |
| 20   | 安楽寺山門                 | 重要文化財 | 建造物 | 鷺浦町須波      |
| 21   | 宝篋印塔                  | 重要文化財 | 建造物 | 久井町羽倉      |
| 22   | 宗光寺七重塔                | 重要文化財 | 建造物 | 本町         |
| 23   | 下津大幡神社                | 重要文化財 | 建造物 | 久井町下津      |
| 24   | 妙正寺6棟<br>附 棟札9枚 祈禱札1枚 | 重要文化財 | 建造物 | 本町(妙正寺)    |

## 2 主要幹線道路等(都市計画区域を除く)

### (1) 主要幹線道路

| 種別    | 名称               |
|-------|------------------|
| 高速    | 山陽自動車道           |
| 一般国道  | 一般国道2号           |
| 一般国道  | 一般国道2号(三原バypass) |
| 一般国道  | 一般国道185号         |
| 一般国道  | 一般国道432号         |
| 一般国道  | 一般国道486号         |
| 主要地方道 | 三原東城線            |
| 主要地方道 | 瀬野川福富本郷線         |
| 主要地方道 | 三次大和線            |
| 主要地方道 | 本郷大和線            |
| 主要地方道 | 本郷久井線            |
| 主要地方道 | 尾道三原線            |
| 主要地方道 | 東広島本郷忠海線         |
| 主要地方道 | 大和福富線            |
| 主要地方道 | 広島空港線            |
| 主要地方道 | 三原竹原線            |
| 主要地方道 | 広島空港本郷線          |

### (2) 景勝地等に通じる主要道路等

該当なし。

注) 文化財は主要なものだけを記述していますので必要に応じてご相談ください。